

2 基幹統計の指定の変更（名称の変更）

【変更の概要】

「社会教育調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当ではない。

この点を踏まえ、基幹統計調査である本調査の結果によって作成される基幹統計の名称を「社会教育調査」から適切な名称（案：社会教育統計）に変更する。

【審査結果】

基幹統計調査は、公的統計の中核をなす「基幹統計」を作成するために行われる重要な統計調査であるため、報告者に対して報告義務を課しており、また、調査の結果は当該基幹統計の全部又は一部として公表される。

こうしたことから、本調査の結果により作成される基幹統計の名称については、紛れが生じないよう適切な名称とすべきであり、既存の基幹統計の名称との関係や、報告者及び利用者への分かりやすさを踏まえ検討する必要がある。

こうした点を踏まえ、当該名称として「社会教育統計」といった名称はどうか。